

平成28年2月26日 招集

平成28年門真市教育委員会第2回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
平成28年2月26日（金）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第4号	門真市教育振興基本計画の策定について	1
第4	議案第5号	第2次門真市子ども読書活動推進計画の策定について	21
第5	議案第6号	市長の権限に属する事務の委任に係る協議について	22
第6	議案第7号	門真市立総合体育館条例の制定の申出について	26
第7	議案第8号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	36
第8	議案第9号	門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について	40
第9	議案第10号	平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について	43
第10	議案第11号	平成28年度教育費等当初予算の見積り申出について	48
第11	議案第12号	平成28年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について	62
第12		諸報告	67

議案第4号

門真市教育振興基本計画の策定について

門真市教育振興基本計画を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年2月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条の規定により、「門真市教育振興基本計画」を策定するにつき、本案を提出するものである。

門真市教育振興基本計画（素案）に対する
意見募集結果について

1. 案件名

門真市教育振興基本計画（素案）

2. 意見募集期間

平成27年12月1日（火）～12月23日（水）

3. 実施機関（担当所管課）

(1) 名称： 学校教育課 教育総務課

(2) 電話番号： 06 - 6902 - 6082

4. 閲覧場所

教育総務課、学校教育課、市役所本館入口、市情報コーナー、保健福祉センター、南部市民センター、門真市民プラザ、市立公民館、市立文化会館、市民交流会館（中塚荘）、図書館本館、市民文化会館（ルミエールホール）、女性サポートステーション（WESS）

5. 受付した意見等の件数等

31件 ※8名の方から意見が出されました。

6. 意見に対する考え方

意見に対する市の考え方は別紙のとおりです。

門真市教育振興基本計画（素案）に対する意見

	意見の概要	市の考え方
1	<p>P 7 ⑤読書の状況について</p> <p>門真市立図書館の調査データをお使いですが、利用頻度については「子どもの読書活動推進の取組み調査」の悉皆データもあり、そこでは一人当たり貸出冊数も記載されていたはずです。</p>	<p>1人当たりの貸出冊数のデータも1つの指標ではありますが、子どもの読書状況として、学年が上がるにつれ、市立図書館、学校図書館の利用頻度が少なくなっております。その実態を明らかにし、課題を示すために、市立図書館の調査結果を使用し、掲載をいたしました。</p>
2	<p>P 7 ⑤読書の状況について</p> <p>学力上位の自治体には司書教諭の授業時数軽減を図るところもあると聞いています。</p> <p>たとえば司書教諭資格のある首席(指導教諭)には必ず司書教諭を発令し、時間軽減教諭を配置するというような措置を目指すというのも一案だと思います。</p>	<p>子どもの読書活動の推進に向け、いただいたご意見も参考にし、今後も子どもの読書環境の充実を図れるよう学校の自主的な活動を支援し、読書活動の推進に一層取り組んでまいります。</p>
3	<p>P 9 基本目標 1 について</p> <p>「15年一貫教育」という言葉だけでは、何のことかわかりにくい感じがします。脚注を読めばわかるのですが、基本目標なので、教育に携わっていない市民がみても、わかりやすい言葉にした方がよいと思うので、例えば、「0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」とすればどうでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、この表現では何歳から何歳までなのかがわかりにくいので、基本目標1を「0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」に修正いたします。</p>

4	<p>P 12 (1) 子どもの主体的な学びの育成 及びP 16 (3) 豊かな心をはぐくむ教育の充実について</p> <p>P 12 (1) 子どもの主体的な学びの育成の今後の方向性に、「すべての子どもが認められる集団づくりを基盤」、P 16 (3) 豊かな心をはぐくむ教育の充実の現状と課題に「それぞれの良さや違いを認め合い、尊敬の念を持って、ともに生きていこうとする豊かな人権感覚の育成が望まれている」という記述があるので、主な実施事業の部分でも、「子ども達をつなげる」ことのできるような事業を入れていただきたい。</p>	<p>第 1 回教育振興基本計画策定委員会（以下、策定委員会）の案件 6 「計画の基本理念について」を初め、本策定委員会では、子どもたちをつなげることについて、議論をいたしました。（第 1 回策定委員会議事録 P 26～P 29 参照）</p> <p>ご意見を踏まえ、引き続き、人権教育については教育活動のあらゆる場面を通じて、豊かな人権感覚を持った子どもをはぐくんでいけるよう取り組んでまいります。</p>
5	<p>自尊感情について</p> <p>現状と課題や今後の方向性での多くで「自尊感情」について記述がなされていますが、主な事業の部分では、P 13②習熟度別指導等の効果的な実施、P 15①信頼関係の構築と自尊感情の育成等でしか具体的な記述がされていません。他の事業の中でも「自尊感情」を高める事業はあると思うので、もっと前面にだしてはどうでしょうか。</p>	<p>これまでも本市の施策・事業を進めるにあたって、子どもたちの「自尊感情」を高めることは重要な要素であると認識しており、例えば第 4 回策定委員会の案件 1 「計画素案について 第 3 章」等、自尊感情について議論をいたしました。（第 4 回策定委員会議事録 P 7～P 46 参照）</p> <p>本計画においても、その認識のもと、各方向等でその記述をしておりますが、ご意見を踏まえ、4 点の修正を行いました。</p> <p>計画（素案）P 16①「道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実」3 行目 「…道徳教育の取組や実践の交流を行い、規範意識や…」の部分で、「…道徳教育の取組や実践の交流を行い、自尊感情（自己肯定感、自己有</p>

		<p>用感)や規範意識をより高める…」に修正いたします。</p> <p>計画(素案)P19「今後の方向性」1行目「…障がいのある子どもが、その能力や…」の部分、「障がいのある子どもが、自尊感情を高め、その能力や…」に修正いたします。</p> <p>計画(素案)P36 現状と課題4行目「…保護者のニーズを的確に把握し、必要な支援を提供し、子どもたちが…」の部分、「…保護者のニーズを的確に把握し、必要な支援の提供を通して、保護者自身の自尊感情を高めるとともに、子どもたちが…」に修正いたします。</p> <p>計画(素案)P38 現状と課題7行目「…どの子どもも多様な体験・活動を行いながら安全・安心に過ごすことができる居場所を…」の部分「…どの子どもも多様な体験・活動を行いながら自尊感情を育み、安全・安心に過ごすことができる居場所を…」に修正いたします。</p> <p>これらの考え方、方向性を踏まえ、これまで取り組んできたことを継承・発展させ、各施策・事業を展開してまいります。</p>
6	<p>自尊感情について</p> <p>P46の分析から分かるように、「自分には、よいところがあると思いますか」の項目が極端に低いと思います。自尊感情を高める人権教育をさらに充実させるべきではないでしょうか。</p>	<p>例えば第4回策定委員会の案件1「計画素案について 第3章」など、自尊感情について議論をいたしました。(第4回策定委員会議事録P7～P46参照)</p> <p>計画(素案)P16③「人権教育の充実」を掲げており、引き続き教育活動のあらゆる場面を通じて、豊かな人権感覚を持った子どもを育てていける</p>

		よう取り組んでまいります。
7	<p>外国籍市民について</p> <p>門真市第5次総合計画にもあるよう総論には門真市の外国籍市民が増加している統計の記載がある。また第4章においては外国籍市民の増加をふまえ、多文化共生社会の形成をめざすとある。そのことをもっと教育振興基本計画にも盛り込むべきではないか。</p>	<p>第2回策定委員会の案件2「計画素案について 第2章」等で外国籍市民について、議論をいたしました。(第2回策定委員会議事録P26～P35 参照)</p> <p>いただいたご意見につきましては、計画(素案)P17⑤「国際理解教育の推進」の表記を、「さまざまな文化的背景を持つ子どもたちが、自らのアイデンティティを保持し、大切にしながら、自分と異なる文化も尊重することをめざします。そのために「門真市在日外国人教育基本方針」に基づき、門真市在日外国人教育推進協議会とも連携しながら、多文化共生をめざした国際理解教育を推進します。また、諸外国につながりを持つ児童・生徒が、日本で生きていくための力を高められるよう、在籍校に対し、自立支援通訳者の派遣をはじめ、引き続き支援を行います。」に修正いたします。</p>
8	<p>人権教育について</p> <p>すべての子どもたちが幸せをばぐくみ教育を掲げているのはよいが、不登校・いじめ問題、貧困問題などは子どもの人権を侵害しているものであり、解決へのとりくみとして根本に子どもたちの人権を守る人権教育を基盤に据えるべきである。その人権教育の記述が16ページぐらいにしか記載がない。門真市第5次総合計画では、79ページや101ページなど、たくさん人権教育の記載があるのにも関わらず、基盤として考えていないように受け</p>	<p>第2回策定委員会の案件2「計画素案について 第2章」、第3回策定委員会の案件2「計画素案について 第3章」、第4回策定委員会の案件1「計画素案について 第3章」等、本策定委員会では、人権教育について、議論をいたしました。(第2回策定委員会議事録P26～35、第3回議事録P14～P36、第4回議事録P7～P46 参照)</p> <p>不登校・いじめ問題、貧困問題について、計画(素案)P16～17、P29、P38に記載しておりますが、15年間を一つながりと捉え、これまで本市が</p>

	取れるが、人権教育を後退させる教育振興基本計画なのか。	取り組んできたことを基盤として、引き続き、教育活動のあらゆる場面を通じて、豊かな人権感覚を持った子どもをはぐくんでいけるよう取り組んでまいります。
9	<p>P17④いじめ防止対策の推進について</p> <p>現在学校現場においてはLINEやSNS等によるいじめが増加しているので、それに対する取組も入れていただきたい。</p>	LINEやSNSを中心としたネット上のいじめが大きな課題になっていることは認識しており、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の早期発見対応に向けた取組が重要であります。急速に変化するネット環境や課題に対応するために、取組をさらに充実してまいります。
10	<p>P46 参考資料「平成27年度全国学力・学習状況調査分析」について</p> <p>スマホ・LINE・SNS等で子どもを巻き込んだトラブルが絶えません。P46の分析を見てもテレビゲーム・テレビ・スマホ含の時間が2時間以上の子どもたちが増えていますが、そのような課題に対してどのような対策をしていくのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、計画（素案）P12③「ICT機器の活用」の中で取組を進めてまいるとともに、P12③「ICT機器の活用」1行目「…ICT活用能力の向上や情報モラルについて…」の部分で、「…ICT活用能力の向上や携帯電話、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用も含めた情報モラルについて…」に修正いたします。</p> <p>また、計画（素案）P17に⑤として「情報モラル教育の充実」を下記のとおり追記し、子どもたちが携帯電話やスマートフォン、LINE、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に関する正しい知識を持ち、それらの危険から身を守っていけるよう取組を充実してまいります。</p> <p>追記内容は、次のとおりです。</p> <p>計画（素案）P17⑤「情報モラル教育の充実」</p>

		<p>「急速に変化するネット環境に対応するために、子どもたちが容易にいじめやトラブルに発展しかねないインターネット上のコミュニケーションの特性を理解し、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報やプライバシー、人権侵害や著作権への対応などについてしっかりと学び、安全に携帯電話、スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用できるよう取組を充実してまいります。あわせて、家庭でのルールづくりやフィルタリング設定についても、情報発信していきます。」</p>
11	<p>P18(4) 食育・健康づくりの推進について</p> <p>食物アレルギーの増加は必ずしも核家族化やライフスタイルの変化と因果関係を有するものではないと思いますが、第一段落の趣旨はそう読み取れてしまいます。食物アレルギーとは必ず食生活に起因するものなのか、肥満や痩身と併記されるものなのか非常に不思議です。こちらも好きでアレルギー児を産んでいるわけではないのでその辺記述にはご留意を。</p>	<p>ご意見を踏まえ、計画（素案）P18「現状と課題」3行目「…食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身、食物アレルギー等の課題が子どもたちに見られています。」の部分で、「…食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身等の課題が見られています。また、近年、食物アレルギーを持つ子どもが増加しています。」に修正いたします。</p>
12	<p>P18②安全で安心な学校給食の提供について</p> <p>栄養教職員の未配置校への増員やフォローについても重要だと思われるがどのように考えておられるのか。</p>	<p>国・府に対し、栄養教職員の全校配置を引き続き要望していくとともに、27年度より市独自で栄養士を未配置校に配置しており、今後も安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。</p>

13	<p>P 19②通級指導教室の拡充について</p> <p>文科省の解釈上、確かにそうなっているとわかっていますが、文章中にある「通常の学級に在籍する」という一文はいらぬのでは。発達障害に掛る通級教室の拡充方針に反し、かえって市民に余計な偏見を抱かせる気がします。</p>	<p>計画（素案）P 19②「通級指導教室の拡充」1行目「通常の学級に在籍する発達課題を持つ子どもが増加する中、子どもがその特性に応じた必要な学習支援を受け、個々の教育的ニーズに応えられるよう通級指導教室の…」の部分、「学級には多様な発達課題のある子どもやさまざまな教育的支援が必要な子どもが増加しており、それぞれの子どもがその特性に応じた必要な支援を受けられるよう、通級指導教室の…」に修正いたします。</p> <p>また、計画（素案）P 20「現状と課題」6行目「通常の学級に在籍する…」の部分、「学級に在籍する…」に修正いたします。</p>
14	<p>P 20（2）教職員の専門性の向上について</p> <p>「校内委員会」という言葉が突如登場していますが、たとえばP 31の企画会議には脚注があるのにこちらにはなく、校務分掌でどう位置づくのか、保護者にとって分かりづらい気が。ここもできれば一文解説を付けていただくとありがたいです。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、脚注に校内委員会について下記のように追記いたします。</p> <p>「※校内委員会 支援教育コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の実態把握を行い、学級担任をはじめ学校全体として個々の児童・生徒への指導や支援方策を具体化する会議のこと。」</p>
15	<p>P 23①小中一貫カリキュラムの検討について</p> <p>中一ギャップへの課題解決として有効と思われるが、各学校では教職員の理解やノウハウが不足していると思われる。教育委員会として他の地域の実施状況や標準的なものを示す必要や、検討だけでなく実施すべきだと思いがいかがか。</p>	<p>小中一貫カリキュラムについては、今後十分な検討が必要であり、検討をしていく中で、一定の方向性を定め実施していくことが重要と考えております。</p>

16	<p>P 23(2) 小中一貫教育の推進の「現状と課題」について</p> <p>門真市では現在小中学校間の指導方法等の違いにより、「中1ギャップ」(中学校の進学において、不登校等の生徒指導上の問題)が起こると読みとることができるのですが、実際に指導方法等の違いが原因というデータがあるのでしょうか。</p>	<p>文部科学省「平成25年児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果の説明資料等からも、小学校から中学校へ移行する段階で、学級担任と教科担任の違い、授業スピードの違い、授業等観点の違い、人間関係などが諸問題へとつながっていくといった分析もあります。</p> <p>そのことから、小中連携はもとより、中学校区内の小小連携も含め、不登校やいじめ等共通した課題について取り組むことが必要と考えています。</p> <p>ただ、中1ギャップは学校の指導方法だけに起因するものでもないことから、P 23 現状と課題9行目「小中学校間の指導方法等の違いに起因する、いわゆる「中1ギャップ」や教職員の子ども観の統一等について…」の部分で、「小中学校間の教育方法の違いや新しい人間関係等の環境の変化に起因する、いわゆる「中1ギャップ」や教職員の「めざす子ども像」の統一等について…」に修正いたします。</p>
17	<p>P 28(2) 小中一貫教育を進める環境づくりについて</p> <p>「義務教育学校」についての記述がありますが、学校は地域コミュニティーの核としての性格も有するので、保護者や地域住民の意向等も反映できるようにしていただきたい。</p>	<p>今後の小中一貫教育と学校環境のあり方につきましては、保護者や地域住民の方のご意向も把握しながら、本市の子どもたちにとってより良い教育環境になるよう検討してまいります。</p>
18	<p>P 30(4) 学校図書館の充実について</p>	<p>今後も専任の学校図書館司書の拡</p>

	<p>て</p> <p>実施施策についてはおおむね同意できるが、司書教諭については他の業務と兼任している場合が多く学校図書館司書の配置は重要だと思うがそれについてはどのように考えておられるのか。</p>	<p>充を含む学校図書館教育の充実に努めてまいります。</p>
19	<p>P 30 (4) 学校図書館の充実の「現状と課題」について</p> <p>学校図書館の充実でも貸出冊数について具体的なデータがなく学校図書館司書の「配置校においては貸出冊数の増加(略)の効果がみられる」とあるがいかがでしょう、もう少し詳しくデータを示されてみては？ 全体の貸出冊数、司書配置後の貸出冊数の伸び、この二つのデータがあって初めて配置の効果を示しうると思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ計画(素案) P 30 「現状と課題」の2行目「配置校においては貸出冊数の増加や学校図書館の…」を「配置校においては年間貸出冊数が1,000冊以上増加、また学校図書館の…」に修正いたします。</p>
20	<p>P 30 (4) 学校図書館の充実について</p> <p>貸出システムの整備についても是非記載してほしい。</p> <p>現状の貸出カード方式は図書館業界ではプライバシーの点で難があると考えられるニューーク式に近似したものであり、特に思春期にある児童生徒の貸出萎縮を招いているとも考えられます。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただきながら、児童・生徒の本や読書に対する興味関心を高めるため学校図書館の整備に努めてまいります。</p> <p>貸出システムについては、どの方式であっても情報の管理に留意することが求められると理解しております。</p>
21	<p>学校図書館担当者の位置づけについて</p> <p>P 30 学校図書館の充実に図書担当教諭や司書教諭、学校図書館司書</p>	<p>ご意見をいただきました、3者の業務上の位置づけにつきましては、脚注を下記のとおり追記いたします。</p> <p>「※司書教諭 学校図書館法によ</p>

	<p>と3者が併記されていますがこの3者の業務上の位置づけが不明瞭です。</p> <p>P24③には司書教諭の記載がありません。</p> <p>司書教諭と司書の分掌は国も示しているところですから、門真市としても各々の分掌の原案となるものを提示されても問題ないのでは？</p>	<p>り12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされており、学校図書館の専門的職務を掌る」</p> <p>「※学校図書館司書 平成26年度改正学校図書館法により、学校には司書教諭のほか学校司書を置くよう努めなければならないとされ、専ら学校図書館の職務に従事する」</p> <p>「※図書担当教諭 各校における校務分掌上の役割」</p> <p>計画（素案）P24③「学校等との連携・協力の推進」8行目「学校図書館司書・図書担当教諭と市立図書館司書の…」の部分につきましては、ご指摘のとおり、「司書教諭・図書担当教諭・学校図書館司書と市立図書館司書の…」に修正いたします。</p>
22	<p>P35①学校予算の裁量権の拡充について</p> <p>ぜひ進めていただきたいので「予算流用の試行」やかつて豊中市や池田市で取組まれた「光熱水費削減還元制度」についても検討する旨一文追加していただくと現場にやる気が出ます。</p>	<p>先進市の事例なども参考に、調査・研究してまいりたいと考えております。</p>
23	<p>P35③効率的な事務体制の構築について</p> <p>「学校事務の共同実施」を推進しても学校に舞い込む事務手続きが減少するわけではないので「学校」そのものの事務負担軽減にはなりません。この文面では「共同実施」の推進に疑問符がつきます。「共同実施」の効果を書くならストレート</p>	<p>ご意見いただいた計画（素案）P35③「効率的な事務体制の構築」2行目「学校事務の共同実施等を通じて、学校の事務負担の軽減を図り…」の部分、</p> <p>「学校内の事務処理の効率化をめざした学校事務の共同実施等を通じ、教員の事務負担の軽減を図り、…」に修正いたします。</p> <p>また、いただいたご意見を参考にし</p>

	<p>に「学校内の事務処理効率化による教員の事務負担軽減」とするべきでは。</p> <p>本市内における事務職員加配申請も一律教員の事務負担軽減を目標としてしているはずです。</p> <p>裁量の拡大について、拡大した裁量をどこが担うかも記載してほしいところです。</p> <p>国もチーム学校の推進に合わせて事務職員の名称を「学校運営主事」とする旨検討されていることを考えると、拡大した裁量を掌理する立場として市単独で「事務長」発令について検討する旨記載されるほうが論旨も明確になると思います。</p>
<p>24 貧困対策について</p> <p>国でも「貧困の連鎖を断ち切るために」、子どもの貧困対策がすすめられています。昨年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が定められ、教育、生活、保護者の就労、経済的支援の4つの分野にわたる支援を掲げています。門真市第五次総合計画（改訂版）においても、P68にその子どもの貧困対策の推進について、記載があります。子どもの貧困対策としてKadoma塾しか対策が示されていないが、他にないのでしょうか。貧困の子ども・保護者をサポートするためにはSSWとCSWの連携など学校と福祉をつなぐとりくみなども必要だと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>子どもの貧困対策につきましては、教育委員会だけでなく他部署と連携を図りながら、推進する必要があります。この教育振興基本計画においては、基本目標3施策の方向2「子どもの居場所づくりでみんながつながります」の中で事業を展開してまいります。</p> <p>また、ご意見いただいている貧困の子ども・保護者のサポートにつきましては、これまでも「子ども悩み相談サポートチーム」やSSWの活用の促進、CSWや各関係機関との連携を図り、あらゆる相談への対応を行ってきております。</p> <p>今後も、児童・生徒、保護者への対応や支援のために、教育相談等の体制の充実を推進し、SSW、CSW、学校をはじめとする各関係機関とのさ</p>

		<p>らなる連携を図ってまいりたいと考えております。</p>
25	<p>財政措置について</p> <p>都市間競争と絡めて全般的にどれも学力向上が重要と認識されていることがよくわかりますが、図書で例えば、司書の配置が交付税通りに進まず、図書予算も少なく図書標準冊数に満たない学校もあります。</p> <p>門真の教育行政は交付税措置も十分に予算化できないと言われても仕方がない状況で、これの解消も目標化されてはいかがでしょうか。市教育委員会が財政措置を要求しにくい立場なのは解りますが都市間競争の時代です。何とか交付税通りの予算獲得を目指してほしいです。</p> <p>調べ学習のためとして新聞の購読予算も交付税化されていると聞いています。</p> <p>現状では新聞の購読は消耗品予算でしか賄えず大変厳しい状況です。教材備品に教材消耗品の項目があるように、図書予算の中に図書消耗品項目を設け、児童生徒用雑誌や新聞の購読予算に充てることはできないかぜひご検討いただきたいところです。</p> <p>以上のような取組を積極的に進めているところは茨木市のように学力が伸びています。</p> <p>そこが違うのなら違うと市の責任で分析し、市民に対しその旨も明文化いただきたいです。</p>	<p>本市においても子どもたちの利用しやすい学校図書館をめざして、地方交付税を活用した人的、物的な学校環境の充実に努めてきているところで</p> <p>今後、他市の状況や本市の財政状況も勘案しながら、蔵書の拡充をはじめとする学校図書館の充実に努めてまいります。</p>

26	<p>子どもの学びの機会について</p> <p>私の周りには、小中学校で勉強についていけなくなって、高校進学ができなかったり、中途退学した子どもがたくさんいます。そのような若者は、家庭の事情や本人の問題で一人前の社会人に至る過程で一本道を外れてしまった子どもたちです。そのような状態から抜け出すために何とかしたい気持ちはあっても、どこに相談すればいいのか、誰か助けてくれるのかわからないことがネックになっていると思います。彼らがもう一度何らかの形で学びなおす機会を持って、仕事をする上で力を身につけることができれば、その子にとっても、門真市にとっても大変いいことだと思いますので、そのような趣旨の方向性なり、実施事業をどこかのページに追加していただけたらと思います。</p>	<p>計画（素案）P14④「進路選択支援事業の推進」にあるように、本市におきましては、すべての子どもたちが進路選択の機会を等しく持てるよう、卒業生、保護者も対象とした、専門相談員による進路選択支援を実施しており、主に経済面の相談に対応しております。</p> <p>そして、計画（素案）P38 実施施策（1）「子どもの居場所づくり」においても、居場所について検討をしております。</p> <p>また、学び直しや就労支援等につきましては、本計画を推進していく中で、他部局と連携し、本市の実態に合った施策を検討してまいります。</p>
27	<p>居場所とキャリア教育について</p> <p>昨今、不登校の児童生徒の先生方が出向かいに訪問されて居られるが目に見えます、だけど学校へは中々行きにくいものだと感じます。何故なら教室へ入っても苦手な児童や生徒の顔が有るからです。以前、青少年補導ネットワーク事業で某中学校区でのパトロールを行った時、団地の片隅で学校を休んで自転車を分解して遊んでいました、すこし質問をして見ると「面白い」から分解しているねん、との回答です。（団</p>	<p>第1回策定委員会の案件6「計画の基本理念について」を初め、本策定委員会では、子ども達の居場所やキャリア教育について議論をいたしました。（第1回策定委員会議事録P26～P29参照）</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら、計画（素案）P14②「職業についての学習の推進」の中で、興味・関心を高めるため、職業体験や職業講話をはじめとしたあらゆる機会を設け、本市の子どもたちが未来を切り拓くための基盤となる自尊感情を醸成し、望</p>

	<p>地の片隅が良い居場所なんですか)</p> <p>私ごとですが「面白い」が趣味になり、小学校と中学校と高等学校では楽しい科学クラブに入りその後の結果は職業につながりメーカーの映像、音響の技術者として生涯を過ごしました。現在は中学校の科学クラブの補助として訪問しています。</p> <p>児童、生徒が学校へ通学し易い「面白さ」を見つけ出してやり、おもしろ教室等の快い居場所を造る。そして、おもしろ教室の中で職業的なことを学習と実習をして家族の方が働いて喜びと収入を得る為に、疲れ、苦しい思いをしていることを学習してもらうことが必要です。専門家や地域の人材が積極的に参加して彼らが自由に学校へ登校することが今後のキャリア教育の推進であると考えますので、そのような趣旨の居場所づくりが必要であると考えます。</p>	<p>ましい勤労観・職業観を育み、主体的に進路を選択して社会人として自立していけるよう、教育活動全体を通じて系統的にキャリア教育を進めてまいります。</p> <p>また、計画（素案）P38 実施施策（1）「子どもの居場所づくり」においても、居場所について検討をしております。</p>
28	<p>P46 参考資料「平成27年度全国学力・学習状況調査分析」について</p> <p>「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」の項目が極端に低くなっていますが、課題として試みているのでしょうか？この社会をよくする、主体的に世の中をよくしようとする態度・力をつけさせていないのは点数学力に偏った学</p>	<p>第1回策定委員会の案件5「統計資料について」、案件6「計画の基本理念について」等、本策定委員会では、子どもを取り巻く地域や社会について、議論をいたしました。（第1回策定委員会議事録P16～P29参照）</p> <p>子どもたちにとって、地域や社会に目を向けて、自立していくことは大切なことであると認識しております。本計画では基本理念に基づき、すべての施策の中で、学力だけでなく子どもた</p>

	<p>校教育を実践しているからではないのでしょうか。また、この課題に対してどのような教育施策を行っていくのでしょうか。</p>	<p>ちが自らの将来を見据え、夢の実現を図っていけるよう、子どもを中心として、学校・家庭・地域・行政がつながり、総ぐるみで取組を進めることを基本としています。</p> <p>その中で、社会の中で自立して生きていくための能力などを身に付けていく支援や教育の推進を図ってまいります。</p>
29	<p>P46 参考資料について</p> <p>第1回教育振興計画策定委員会で提出されていた統計資料で母子家庭率や生活保護世帯等の資料がなくなっている。子どもの貧困問題が社会問題化される中で、教育に関してもこの問題を直視して効果的な施策をするためにも統計資料は必要ではないか？</p>	<p>いただいたご意見の統計資料につきましては、計画策定過程で提示したデータであり、第1回策定委員会において、お示ししたものです。</p> <p>子どもの貧困課題を示す統計資料につきましては、計画（素案）P545)その他の状況として新たに追記いたします。</p>
30	<p>全体について</p> <p>全体としてこれらの施策を実施するにあたって、教育委員会の役割が大事だと思うが、学校現場と同様に教育委員会事務局も業務量が増大すると考える。事務局の定数改善についても必要だと思うがどのように考えておられるのか。</p>	<p>計画の推進に向けては、事務局の組織体制の充実が必要であり、適正な体制確保に努めてまいります。</p>
31	<p>全体について</p> <p>子ども夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育振興計画ありがとうございました。門真住民として今の教育の現状を知りたいとこの振興計画を興味深く読みました。課題・方向性・具体的対応策と実に分りやすくまとめられておりました。</p>	<p>いただいた多岐にわたるご意見を踏まえ、今後一層本市の教育振興に関わる施策・事業を推進してまいります。</p>

教育の対象の広がり、対応する具体策の豊かさ、門真における教育で、従来より大切にされてポイントにも着目されていました。門真の子どもたちに、それぞれのすばらしい未来の実現を期待する思いがあふれているものでした。それを具現化する教育現場と一体になったものがもう始まっていることもわかりました。すばらしいと思った部分全部に触れることはできませんが、一部を挙げてみたいと思います。

① 就学前教育を0歳児からととらえていること。実際は胎教から始まっているのですが、核家族化する中で、いかに親をフォローしていくかが中心となると思います。親の成長を支援していった成果は、学齢に達した子どもに結果として見えるものでしょう。幼児教育はその個人の人格形成の基盤になるとても重要な時期です。

② 認定こども園（南幼稚園・南保育園）平成30年開設は門真の幼児養育のモデルとなることでしょう。そこに小学校教諭が関わることは、幼児にとって遊びが学びの場であること、さらにその認識することが小1プロブレムを解消することにつながり、「子どもにとっての学習とは何か、遊びとは」、を指導者として捉えられることでしょう。

③ 小学校5・6年、中学校1年に35人学級編成は学力保障ばかりでなく、中1ギャップや思春期へ、きめ細やかな対応を可能とし、中1に

集中するいじめの問題対策としても有効なものと思います。

④「自分の将来を描ける力の育成」
自立のために必要な基礎的資質・能力をキャリア教育や職場体験、ゲストティーチャーの講話などは夢をもたせ、夢の実現の一步となることでしょう。

夢を見失いかけた児童生徒にとって、開発的生徒指導は、問題点だけに目を向けるのではなく、子ども達の現状を理解し、そこからの自己実現を助け、自己指導能力を育むこととなり、自分存在を肯定できるような働きかけは世界観をかえることでしょう。

英語でのプレゼンテーションコンテストは、学ぶ、頑張る、評価される、新たな世界が見えると、努力の成果を実感でき、次の目標を生み出すことにつながっているように感じています。

⑤インクルーシブ教育システムは、門真では「ともに学び、ともに育つ」として取り組まれており、先進市といえるでしょう。さらに進化したユニバーサルデザインに期待します。

門真の教育の方向性を知りました。この計画に合わせて、サポートできる部分を探りながら地域の役割を果せたらと思っています。特に笑顔が届けられるようなことをしたいものです。

答 申 書

門 教 策 第 10 号

平成28年2月16日

門真市教育委員会 様

門真市教育振興基本計画策定委員会

委員長 森田英嗣

門真市教育振興基本計画について（答申）

平成27年6月24日付け門教総第286号にて諮問された「門真市教育振興基本計画」の策定について、当策定委員会を計6回開催し、慎重に審議を重ねました。

その結果、「子どもの夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育」を基本理念とした本計画（案）を適当と判断し、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議過程において委員より述べられた意見や要望等に十分配慮したうえで、計画に示される実施について着実に実行されることを要望します。

議案第 5 号

第 2 次門真市子ども読書活動推進計画の策定について

第 2 次門真市子ども読書活動推進計画を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年 2 月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条の規定により、「第2次門真市子ども読書活動推進計画」を策定するにつき、本案を提出するものである。

議案第6号

市長の権限に属する事務の委任に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、門真市長から次の事項を門真市教育委員会へ委任させたい旨協議があり、同意したいので、門真市教育委員会の議決を求める。

平成28年2月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

1 概要

平成28年4月1日より、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項により本市が処理することとされた市長の権限に属する保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務について、教育委員会へ委任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき協議を行うもの

2 新たに委任される事務について

門真市長は、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条第2項により本市が処理することとされた市長の権限に属する保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務の執行に関する事務を門真市教育委員会に委任する。

※ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条に規定する児童福祉審議会に係る事務を含む。ただし、次に掲げる事務について、調査審議する場合に限る。

- (1) 保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可
- (2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令及び認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令
- (3) 家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告

3 委任の開始時期

平成28年4月1日とする。

提案理由

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）の一部改正に伴い、大阪府知事の権限に属する保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務を本市が処理するため、市長の権限に属する事務の委任に係る協議について同意するにつき、本案を提出するものである。



門政企第681号

平成28年2月17日

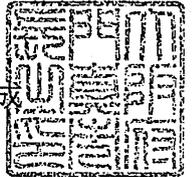
門真市教育委員会教育長

三宅 奎介 様

門真市長

園部

一成



市長の権限に属する事務の委任について（協議）

このことにつきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

○市長の権限に属する事務の委任に係る協議について

1. 概要

平成28年4月1日より、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項により本市が処理することとされた市長の権限に属する保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務について、教育委員会へ委任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき協議を行うもの

2. 委任について

委任とは、事務権限を教育委員会へ移管し、事務を教育委員会事務局職員により執行するものとし、門真市教育委員会名により実施する。

※ 委任事務は、教育委員会会議において、その事務の可否について、審議し決定するもの

3. 新たに委任する事務について

門真市長は、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条第2項により本市が処理することとされた市長の権限に属する保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務の執行に関する事務を門真市教育委員会に委任する。

※ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条に規定する児童福祉審議会に係る事務を含む。ただし、次に掲げる事務について、調査審議する場合に限る。

- (1) 保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可
- (2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令及び認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令
- (3) 家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告

4. スケジュール（3月中 実施予定）

協議の同意後、門真市教育委員会に対する事務委任規則（平成4年門真市規則第13号）の改正を市長部局で実施する。

5. 委任の開始時期

平成28年4月1日とする。

議案第7号

門真市立総合体育館条例の制定の申出について

門真市立総合体育館条例の制定を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年2月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

市民が生涯にわたり自主的・自律的に行う多様なスポーツ及びレクリエーションを通じ相互に交流を深め、もって生涯スポーツの推進を図るため、門真市立総合体育館を門真市中町11番70号に設置するにつき、本案を提出するものである。

門真市立総合体育館条例

(設置)

第1条 市民が生涯にわたり自主的・自律的に行う多様なスポーツ及びレクリエーションを通じ相互に交流を深め、もって生涯スポーツの推進を図るため、門真市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）を門真市中町11番70号に設置する。

(指定管理者による管理)

第2条 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に総合体育館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条 前条の規定により指定管理者に総合体育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 総合体育館の利用の許可、その取消しその他の総合体育館の利用に関する業務
- (2) 総合体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 総合体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務

(開館時間)

第4条 総合体育館（駐車場を除く。以下この条及び次条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、委員会の承認を受けて総合体育館の開館時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める特別な理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても総合体育館の利用を許可することができる。

(休館日)

第5条 総合体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、委員会の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第6条 総合体育館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、総合体育館の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合体育館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備及び器具等を汚損させ、若しくは破損させ、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 総合体育館の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総合体育館を利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は利用の許可条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他緊急事態が発生したとき。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、委員会及び指定管理者は、その責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、許可を受けた目的外に総合体育館を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(設置目的以外の利用)

第10条 指定管理者は、第1条に定める設置目的を妨げない限りにおいて、総合体育館の利用を許可することができる。

(特別設備等の設置)

第11条 利用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、総合体育館の管理運営上必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用者に対して総合体育館の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、総合体育館の利用を終了したとき又は第8条第1項の規定により利用の許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において執行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者及びその利用に伴う入館者が総合体育館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、利用者は、利用の許可を受けた際に、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによ

らない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条、第3条及び附則第3項の規定 教育委員会規則で定める日

(経過措置)

2 総合体育館の利用の許可、利用料金の徴収等に係る準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(委員会による管理の特例)

3 委員会は、次に掲げる事由により指定管理者が総合体育館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。

(1) 指定管理者が総合体育館の管理業務を休止し、又は廃止したとき。

(2) 委員会が指定管理者の指定を取り消し、又は総合体育館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、天災その他やむを得ない事情により指定管理者が総合体育館の管理業務を行うことができないとき。

(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)

4 第4条から第8条まで、第10条、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	指定管理者	委員会
--------	-------	-----

	委員会の承認を受けて総合体育館の	総合体育館の
第4条第2項	指定管理者	委員会
第5条	指定管理者	委員会
	委員会の承認を受けて休館日に	休館日に
第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	委員会
第8条第2項	委員会及び指定管理者	委員会
第10条、第11条	指定管理者	委員会
第12条第2項	指定管理者	市長

(委員会による管理における使用料の徴収)

- 5 市長は、附則第3項の規定により委員会が総合体育館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

別表（第14条関係）

1 メインアリーナ等（団体利用）

施設名		時間別	基本料				
		午前	午後A	午後B	夜間	終日A	終日B
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで
メインアリーナ	全面	円 8,000	円 8,000	円 8,000	円 8,000	円 24,000	円 32,000
	半面	4,000	4,000	4,000	4,000	12,000	16,000
	3分の2面	5,400	5,400	5,400	5,400	16,200	21,600
	3分の1面	2,700	2,700	2,700	2,700	8,100	10,800
サブアリーナ	全面	3,000	3,000	3,000	3,000	9,000	12,000
	半面	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000
多目的スタジオ	全面	1,200	1,200	1,200	1,200	3,600	4,800
	半面	600	600	600	600	1,800	2,400
会議室1		200	200	200	200	600	800
会議室2		400	400	400	400	1,200	1,600
クラブハウス		400	400	400	400	1,200	1,600
剣道場・柔道場	全面	3,000	3,000	3,000	3,000	9,000	12,000
	剣道場	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000
	柔道場	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000
研修室		1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	4,000

備考

1 この表は、利用者が団体又はグループ（以下「団体等」という。）で施設を利用する場合について適用する。

2 次の各号に該当する場合の利用料金は、当該各号に定める額とする。

(1) 市民（本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同

じ。)が過半数で構成する団体等以外のものが利用するとき 基本料に2を乗じて得た額

(2) アマチュアの団体等が利用する場合で、入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するとき 基本料に5を乗じて得た額(当該団体等が、市民が過半数で構成する団体等以外である場合は、基本料に10を乗じて得た額)

(3) アマチュア以外の団体等が利用する場合で、入場料等を徴収するとき又は営利若しくは営業の目的で利用するとき 基本料に10を乗じて得た額(当該団体等が、市内に住所を有しない団体等である場合は、基本料に20を乗じて得た額)

3 施設の利用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。

2 メインアリーナ等(個人利用)

施設名	基本料			
	午前	午後A	午後B	夜間
	円	円	円	円
メインアリーナ	300	300	300	300
サブアリーナ	300	300	300	300
多目的スタジオ	300	300	300	300
剣道場	300	300	300	300
柔道場	300	300	300	300
ランニングコース	200円			

備考

- 1 この表は、利用者が個人で施設を利用する場合について適用する。
- 2 ランニングコースは、1回の利用につき3時間を限度とする。
- 3 市民以外の者が利用するときの利用料金は、基本料に2を乗じて得た額とする。
- 4 施設の利用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。

3 トレーニングルーム

区分	単位	基本料
一時利用	1回利用当たり	円 300
回数券（11回券）	11回利用当たり	3,000
定期利用	1か月当たり	3,000

備考

- 1 トレーニングルームは、中学生以下の者は利用することができない。
- 2 トレーニングルーム（定期利用を除く。）は、1回の利用につき3時間を限度とする。
- 3 市民以外の者が利用するときの利用料金は、基本料に2を乗じて得た額とする。

4 幼児体育室

単位	基本料
1回利用当たり	200円

備考

- 1 幼児体育室は、小学生以上の者（幼児に付き添う保護者を除く。）は、利用することができない。
- 2 幼児体育室は、1回の利用につき1時間を限度とする。
- 3 市民以外の者が利用するときの利用料金は、基本料に2を乗じて得た額とする。
- 4 幼児1人当たり、その幼児に付き添う保護者1人まで利用料金を無料とする。ただし、幼児に特別の事情がある場合は、この限りでない。

5 空調設備

施設名		単位	利用料金
メインアリーナ	全面	1時間当たり	円 3,000
	半面		1,500
	3分の2面		2,000

	3分の1面	1,000
サブアリーナ	全面	1,000
	半面	500

6 シャワー

単位	利用料金
3分間当たり	100円

7 駐車場

区分	利用時間	利用料金
		円
午前8時から午後10時まで	30分ごと	150
午後10時から午前8時まで	1時間ごと	100

備考

- 1 午前8時から午後10時までの間において、利用時間に30分未満の端数があるときは、その端数は切り上げて30分とする。
- 2 午後10時から午前8時までの間において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は切り上げて1時間とする。
- 3 利用料金は、総合体育館内の施設の利用者に限り、1時間無料とする。
- 4 利用料金は、第14条第2項本文の規定にかかわらず、その利用の都度徴収するものとする。

議案第8号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年2月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

改正後		改正前	
3 略	業の停止命令又は施設の閉鎖命令	3 略	
	(3) 家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告		

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員	略	(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員	略
略		略	
児童福祉審議会委員	日 8,400円		
魅力ある教育づくり審議会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

(門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基準の向上)	(基準の向上)

改正後	改正前
<p>第4条 委員会は、<u>門真市児童福祉審議会</u>(門真市附属機関に関する条例(平成25年門真市条例第3号)別表第2号に規定する<u>門真市児童福祉審議会</u>をいう。)の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>第4条 委員会は、<u>門真市子ども・子育て会議</u>(門真市附属機関に関する条例(平成25年門真市条例第3号)別表第2号に規定する<u>門真市子ども・子育て会議</u>をいう。)の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>

(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基準の向上)</p> <p>第4条 委員会は、<u>門真市児童福祉審議会</u>(門真市附属機関に関する条例(平成25年門真市条例第3号)別表第2号に規定する<u>門真市児童福祉審議会</u>をいう。)の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(基準の向上)</p> <p>第4条 委員会は、<u>門真市子ども・子育て会議</u>(門真市附属機関に関する条例(平成25年門真市条例第3号)別表第2号に規定する<u>門真市子ども・子育て会議</u>をいう。)の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>

議案第9号

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、
勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の申出について

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年2月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、門真市立小学校及び中学校において少人数学級編制（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定により大阪府教育委員会が定めた1学級の児童又は生徒の数の基準を下回る数で学級を編制することをいう。）を実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、門真市立小学校及び中学校において少人数学級編制（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定により大阪府教育委員会が定めた1学級の児童又は生徒の数の基準を下回る数で学級を編制することをいう。）を実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第18条</p> <p>1 略</p> <p>2 年次有給休暇は、<u>一の年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において、次に掲げる市費負担教員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該<u>年度</u>の中途において新たに市費負担教員となるもの <u>その年度</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数</p> <p>3 略</p> <p>4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、教育委員会規則で定める日数を限度として、当該<u>年度</u>の<u>翌年度</u>に繰り越すことができる。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第18条</p> <p>1 略</p> <p>2 年次有給休暇は、<u>1年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>1年</u>において、次に掲げる市費負担教員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該<u>年</u>の中途において新たに市費負担教員となるもの <u>その年</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数</p> <p>3 略</p> <p>4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、教育委員会規則で定める日数を限度として、当該<u>年</u>の<u>翌年</u>に繰り越すことができる。</p>

改正後	改正前
5～6 略	5～6 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第10号

平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について

平成27年度教育費等補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年2月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成27年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生費国庫補助金	千円 851,732	千円 △ 147,133	千円 704,599	保育所等整備 交付金	千円 △ 147,133	保育所等整備交付金 (保育定員拡充事業) △ 147,133

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生債	千円 221,800	千円 △ 14,700	千円 207,100	民間保育所等 整備助成事業 債	千円 △ 14,700	民間保育所等整備助成 事業債 (保育定員拡充事業) △ 14,700
教育債	2,376,800	△ 7,300	2,369,500	学校教育施設 等整備事業債	△ 7,300	古川橋小学校給食棟整 備事業債 (給食運営事 業) △ 7,300

歳出

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童措置費	千円 5,319,390	千円 △ 165,525	千円 5,153,865	負担金補助及び交付金	千円 △ 165,525	千円 ○保育サービスの充実 保育定員拡充事業 △ 165,525 負担金補助及び交付金 保育所等整備補助金 △ 165,525

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
学校管理費	千円 1,932,099	千円 △ 9,748	千円 1,922,351	委託料	千円 △ 9,748	千円 ○施策評価対象外事業 給食運営事業 △ 9,748 委託料 古川橋小学校給食棟建替工事実施設計業務委託料 △ 9,748

(款) 教育費 (項) 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
社会教育総務費	千円 196,902	千円 △ 100	千円 196,802	報酬 旅費 役務費	千円 △ 76 △ 21 △ 3	千円 ○社会教育推進体制の充実 (仮称)市立生涯学習複合施設建設事業 △ 100 報酬 (仮称)市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員 △ 76 旅費 職員普通旅費 △ 21 役務費 通信運搬費 △ 3

繰越明許費

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	保育定員拡充事業	千円 24,000

債務負担行為

廃止

事項	期間	限度額
(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業	平成27年度 ） 平成29年度	千円 160,197

地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
社会福祉施設整備	千円 201,300	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えること ができる。	千円 186,600	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えること ができる。
学校教育施設等整備	2,145,900				2,138,600			
計	2,347,200				2,325,200			

議案第11号

平成28年度教育費等当初予算の見積り申出について

平成28年度教育費等当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年2月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成28年度 教育費等当初予算見積書

歳入

単位 千円

項目	平成28年度予算見積額	平成27年度予算見積額	説明
1. 民生費負担金	213,325	219,956	・保育所運営費受託料 ・保育所個人負担金 ・助産施設等委託個人負担金
2. 衛生費負担金	50	58	・未熟児養育医療負担金
3. 教育費負担金	2,632	2,687	・日本スポーツ振興センター負担金
4. 総務使用料	1,048	1,048	・市民文化会館レストラン等使用料
5. 民生使用料	69,681	69,803	・旧さつき園・くすのき園使用料滞納繰越分 ・放課後児童クラブ使用料 ・行政財産目的外使用料 ・こども発達支援センター使用料
6. 教育使用料	20,371	23,768	・幼稚園使用料 ・学校施設設備使用料 ・教育センター使用料 ・旧第六中学校運動広場使用料 ・行政財産目的外使用料
7. 民生費国庫負担金	2,509,646	2,352,345	・子どものための教育・保育給付費負担金 ・助産施設等委託負担金 ・児童扶養手当負担金 ・児童手当負担金
8. 衛生費国庫負担金	3,361	3,342	・未熟児養育医療給付費負担金
9. 総務費国庫補助金	4,665	0	・社会資本整備総合交付金
10. 民生費国庫補助金	600,661	70,658	・子ども・子育て支援交付金 ・保育対策総合支援事業費補助金 ・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 ・保育所等整備交付金 ・児童虐待防止対策等支援事業費補助金 ・母子家庭等対策総合支援事業費補助金 ・子どものための教育・保育給付費補助金
11. 教育費国庫補助金	1,083,047	716,318	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・要保護児童生徒医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・沖小学校大規模改造事業交付金 ・社会資本整備総合交付金
12. 民生費委託金	558	580	・特別児童扶養手当事務取扱交付金
13. 民生費府負担金	771,296	663,126	・子どものための教育・保育給付費負担金 ・助産施設等委託負担金 ・児童手当負担金
14. 衛生費府負担金	1,680	1,671	・未熟児養育医療給付費負担金
15. 民生費府補助金	246,878	887,530	・保育対策総合支援事業費補助金 ・ひとり親家庭医療助成補助金 ・乳幼児医療助成補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・放課後児童健全育成事業費補助金 ・大阪府母子寡婦福祉資金貸付金事務交付金 ・児童福祉施設（保育所・児童館）設置認可等事務交付金 ・認可外保育施設設置届出受理等事務交付金 ・助産施設等認可事務交付金 ・新子育て支援交付金 ・子どものための教育・保育給付費補助金

16. 教育費府補助金	21,419	218,317	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援交付金 ・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・市町村医療的ケア体制整備推進事業費補助金 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金 ・スクール・エンパワーメント推進事業費補助金 ・帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業費補助金 ・子育て支援分野特別枠
17. 教育費委託金	0	400	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業委託金
18. 文化芸術振興基金繰入金	15,259	24,388	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基金繰入金
19. 福祉推進基金繰入金	34,136	3,337	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉推進基金繰入金
20. まちづくり整備基金繰入金	390,201	229,633	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり整備基金繰入金
21. 教育振興基金繰入金	25,300	30,000	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基金繰入金
22. 日本スポーツ振興センター 医療費貸付金元利収入	30	30	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金戻入
23. 学校給食用物資購入運転 資金貸付金元利収入	4,000	4,000	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金戻入
24. 雑入	143,085	120,803	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー使用料 ・光熱水費等徴収金 ・障がい児通所給付費 ・こども発達支援センター食費負担金 ・こども発達支援センター実習生謝礼金 ・子育て支援課実習生謝礼金 ・給食用廃油売却代金 ・電話使用料 ・保育所主食負担金 ・賠償保険金 ・放課後児童クラブ備品取替費弁償金 ・市史等販売代金 ・文化財ガイドブック販売代金 ・給食棟設備等使用料 ・プール入場引換券売払代金 ・淀川公園グラウンド使用料個人負担金 ・バス借上料個人負担金 ・スポーツ振興くじ助成金 ・民間保育所施設整備事業臨時補助金返還金 ・民間保育所緊急整備事業補助金返還金
25. 総務債	10,600	0	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備事業債
26. 民生債	447,200	236,800	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設整備事業債 ・民間保育所等整備助成事業債 ・公共施設等耐震化事業債 ・市立認定こども園整備事業債 ・民間保育所等整備助成事業債
27. 教育債	2,880,400	2,816,000	<ul style="list-style-type: none"> ・沖小学校給食棟整備事業債 ・門真小学校校務員作業室新設事業債 ・門真小学校学校倉庫新設事業債 ・沖小学校校舎等大規模改造事業債 ・速見小学校給食棟整備事業債 ・門真小学校プール建替事業債 ・住宅市街地総合整備事業債 ・公共施設等除却特例債 ・都市再構築戦略事業債
合計	9,500,529	8,696,598	

歳 出 (学校教育部)

款 教育費

単位 千円

項 目	平成28年度予算見積額	平成27年度予算見積額	説 明
1. 教育総務費	683,345	724,691	
(1) 教育委員会費	6,561	6,725	・委員会定例会等事業
(2) 事務局費	295,183	315,217	・魅力ある門真の教育づくり事業 ・病休等代替アルバイト配置事業 ・学校施設営繕事業 ・職員労働安全衛生事業 ・学校OA化事業
(3) 教育振興費	358,380	376,957	・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業 ・教育課程事業 ・就学援助事業 ・奨学金事業 ・スクールアドバイザー配置事業 ・子ども悩み相談サポート事業 ・教職員研修事業 ・学力向上支援員加配事業 ・一貫教育推進プラン実施事業 ・情報教育推進事業 ・学力調査推進事業 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 ・特別支援教育推進・看護師派遣事業 ・「まなび舎Youth」事業 ・学校図書館司書配置事業 ・中学生放課後学習支援Kadoma塾事業 ・研究指定校・教育課程研究活動事業 ・英語指導員配置事業
(4) 人権教育推進費	9,415	9,648	・人権教育推進支援事業
(5) 教育センター費	13,806	16,144	・適応指導教室運営事業 ・教職員研修事業
2. 小学校費	2,090,163	1,926,928	
(1) 学校管理費	2,090,163	1,926,928	・学校予算配当事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・学校安全推進事業

			<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 ・小学校施設整備事業 ・小学校運動場芝生化事業
3. 中学校費	408,304	2,294,148	
(1) 学校管理費	344,129	2,230,012	<ul style="list-style-type: none"> ・学校予算配当事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業
(2) 学校建設費	64,175	64,136	・門真はすはな中学校施設建設費割賦払金
4. 保健体育費	282,500	212,910	
(1) 保健体育総務費	282,500	212,910	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害給付事業 ・給食運営事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業
小計	3,464,312	5,158,677	
合計	3,464,312	5,158,677	

歳 出 (生涯学習部)

款 総務費

単位 千円

項 目	平成28年度予算見積額	平成27年度予算見積額	説 明
1. 総務管理費	163,669	156,663	
(1) 文化芸術振興費	163,669	156,663	・国際交流推進事業 ・市民文化会館及び市民交流会館運営事業
小 計	163,669	156,663	

款 教育費

項 目	平成28年度予算見積額	平成27年度予算見積額	説 明
1. 社会教育費	483,107	494,948	
(1) 社会教育総務費	191,258	197,864	・社会教育振興事業 ・文化の日式典事業 ・社会環境の整備事業 ・社会教育活動促進事業 ・文化施設予約システム運用事業 ・文化芸術振興事業 ・歴史資料館運営事業 ・歴史遺産整備事業
(2) 青少年費	21,170	20,722	・子どもの安全見守り事業 ・学校支援地域本部事業 ・青少年健全育成事業 ・青少年社会環境整備事業 ・少年補導活動ネットワーク事業 ・成人祭事業 ・青少年の主張事業 ・「まなび舎Kids」事業 ・「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業 ・めざせ世界へはばたけ事業
(3) 社会教育施設費	18,161	15,228	・市立文化会館運営事業
(4) 公民館費	20,137	16,912	・公民館運営事業
(5) 図書館費	128,681	174,314	・図書館運営事業 ・図書館市民プラザ分館運営事業 ・読み聞かせ事業 ・ブックスタート事業 ・学校等読書活動推進支援事業 ・子ども読書活動推進啓発事業
(6) 市民プラザ費	103,700	69,908	・生涯学習センター運営事業 ・市民プラザ運営事業

2. 保健体育費	3,272,407	1,228,299	
(1) 保健体育総務費	59,028	56,620	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員育成事業 ・スポーツ団体育成事業 ・校区体育祭補助事業 ・学校体育施設開放事業 ・東和薬品RAC TABプール補助事業 ・スポーツ・レクリエーション大会事業
(2) 体育施設費	3,213,093	1,171,679	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第六中学校運動広場運営管理事業 ・旧北小学校体育館・運動広場運営管理事業 ・淀川河川敷河川公園グラウンド開放事業 ・テニスコート・青少年運動広場運営管理事業 ・スポーツ施設予約システム運用事業 ・(仮称)市立総合体育館建設事業
(3) 市民プラザ費	286	0	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プラザ体育館・グラウンド運営管理事業
小計	3,755,514	1,723,247	
合計	3,919,183	1,879,910	

歳 出 (こども未来部)

款 民生費

項 目	平成28年度予算見積額	平成27年度予算見積額	説 明
1. 社会福祉費	370,983	341,553	
(1) 社会福祉総務費	269,588	243,013	・職員等の人件費に関する事務
(2) ひとり親家庭医療助成費	101,395	98,540	・ひとり親家庭医療助成事業
2. 児童福祉費	7,973,848	7,697,039	
(1) 児童福祉総務費	441,578	332,763	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当支給事業 ・児童扶養手当支給事業 ・児童手当支給事業 ・保育所入所等事業 ・保育所等の認可・確認・届出に関する事務 ・子ども・子育て支援事業計画に関する事務 ・子どもの貧困対策事業 ・保育料コールセンター運営事業 ・保育料コンビニ収納事業 ・つどいの広場運営事業 ・ファミリー・サポート・センター運営事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て応援ポータルサイト運営事業 ・赤ちゃんの駅設置事業 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・子ども・子育てサービス利用者支援事業 ・公立保育所運営事業 ・放課後児童クラブ運営事業 ・家庭児童相談事業 ・ひとり親自立支援事業
(2) 児童措置費	5,864,335	5,711,736	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当支給事業 ・児童手当支給事業 ・民間保育所入所委託事務 ・助産施設入所事業 ・母子生活支援施設入所事業 ・施設型給付事務 ・一時預かり事業 ・地域子育て支援事業 ・簡易・家庭保育施設補助事業 ・民間保育所等運営補助事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・保育定員拡充事業
(3) 保育園費	706,018	671,776	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援事業 ・公立保育所運営事業
(4) 児童通園施設費	658,864	709,194	<ul style="list-style-type: none"> ・公立認定こども園整備事業 ・こども発達支援センター運営事業
(5) こども医療助成費	303,053	271,570	・こども医療助成事業
小 計	8,344,831	8,038,592	

款 衛生費

単位 千円

項目	平成28年度予算見積額	平成27年度予算見積額	説明
1. 保健衛生費	7,190	7,155	
(1) 保健衛生総務費	7,190	7,155	・未熟児養育医療給付事業
小計	7,190	7,155	

款 教育費

項目	平成28年度予算見積額	平成27年度予算見積額	説明
1. 教育総務費	770	687	
(1) 事務局費	610	527	・幼児教育推進事業
(2) 人権教育推進費	160	160	・人権教育推進支援事業
2. 幼稚園費	354,342	332,821	
(1) 幼稚園管理費	194,473	152,045	・公立幼稚園運営事業 ・健康診断事業 ・幼稚園施設整備事業
(2) 教育振興費	159,869	180,776	・私立幼稚園児保護者補助事業 ・私立幼稚園就園奨励費補助事業
小計	355,112	333,508	
合計	8,707,133	8,379,255	

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
放課後児童クラブ運営業務委託（13）	平成28年度 ） 平成30年度	170,198
（仮称）市立南認定こども園整備事業（2）	平成28年度 ） 平成29年度	507,943
こども発達支援センター通園バス運転業務委託（2）	平成28年度 ） 平成31年度	22,572
英語教育活動業務委託（4）	平成28年度 ） 平成29年度	12,222
海外派遣研修業務委託（5）	平成28年度 ） 平成29年度	5,065
学校給食調理業務委託（18）	平成28年度 ） 平成31年度	185,589

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 支 出	府 金	地方債	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
小学校空調設備整備事業	175,676	平成17年度 ～ 平成27年度	85,470	平成28年度 ～ 平成29年度	15,540	-	-	-	15,540
中学校空調設備整備事業	105,628	平成17年度 ～ 平成27年度	45,045	平成28年度 ～ 平成29年度	8,190	-	-	-	8,190
中学校空調設備整備事業 (2)	418,128	平成18年度 ～ 平成27年度	234,150	平成28年度 ～ 平成30年度	70,245	-	-	-	70,245
小学校空調設備整備事業 (2)	807,822	平成19年度 ～ 平成27年度	374,362	平成28年度 ～ 平成31年度	166,384	-	-	-	166,384
門真市民プラザ空調設備整備事業	143,000	平成19年度 ～ 平成27年度	66,237	平成28年度 ～ 平成31年度	29,439	-	-	-	29,439
くすのき園さつき園空調設備整備事業	27,960	平成20年度 ～ 平成27年度	10,836	平成28年度 ～ 平成31年度	-	-	-	-	-
(仮称) 門真市立統合中学校整備PFI事業	3,404,400	平成21年度 ～ 平成27年度	1,758,101	平成28年度 ～ 平成38年度	906,282	-	-	-	906,282
(仮称) 門真市立統合中学校整備PFI事業 (平成26年4月1日消費税率改正分)	6,567	平成25年度 ～ 平成27年度	1,012	平成28年度 ～ 平成38年度	5,555	-	-	-	5,555
青少年活動センター空調設備整備事業	18,525	平成24年度 ～ 平成27年度	3,244	平成28年度 ～ 平成37年度	10,811	-	-	-	10,811
放課後児童クラブ機械警備委託	18,971	平成25年度 ～ 平成27年度	1,296	平成28年度 ～ 平成30年度	1,944	-	-	-	1,944
放課後児童クラブ運営業務委託(10)	238,320	平成25年度 ～ 平成27年度	152,789	平成28年度	79,440	32,594	-	22,596	24,250
こども発達支援センター機械警備委託	3,280	平成26年度 ～ 平成27年度	726	平成28年度 ～ 平成30年度	1,089	-	-	-	1,089
こども発達支援センター電話設備整備事業	4,729	平成25年度 ～ 平成27年度	448	平成28年度 ～ 平成31年度	896	-	-	-	896
こども発達支援センター空調設備整備事業	56,700	平成25年度 ～ 平成27年度	8,243	平成28年度 ～ 平成38年度	45,342	-	-	-	45,342
小中学校・幼稚園施設等警備業務委託	571,038	平成25年度 ～ 平成27年度	132,467	平成28年度 ～ 平成30年度	207,930	-	-	-	207,930
学校給食調理業務委託(14)	175,161	平成25年度 ～ 平成27年度	92,286	平成28年度	60,296	-	-	-	60,296

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		支出見込額		支出予定額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
公立幼稚園通園バス借上事業	7,158	平成25年度 ～ 平成27年度	1,522	平成28年度	761	-	-	-	761
市民文化会館等指定管理委託(2)	667,919	平成25年度 ～ 平成27年度	264,074	平成28年度 ～ 平成30年度	403,845	-	-	-	403,845
保育料徴収コールセンター業務委託(2)	6,106	平成26年度 ～ 平成27年度	1,959	平成28年度 ～ 平成29年度	3,918	-	-	-	3,918
保育料コンビニエンスストア収納代行事務委託(2)	1,218	平成27年度	258	平成28年度 ～ 平成29年度	624	-	-	-	624
放課後児童クラブ運営業務委託(11)	193,109	平成26年度 ～ 平成27年度	64,369	平成28年度 ～ 平成29年度	128,740	54,192	-	34,284	40,264
こども発達支援センター通園バス運転業務委託	21,661	平成26年度 ～ 平成27年度	13,662	平成28年度	7,128	-	-	-	7,128
学校給食調理業務委託(15)	346,373	平成26年度 ～ 平成27年度	93,588	平成28年度 ～ 平成29年度	250,988	-	-	-	250,988
テニスコート・青少年運動広場指定管理業務委託	21,960	平成26年度 ～ 平成27年度	4,320	平成28年度 ～ 平成31年度	17,280	-	-	-	17,280
口座振替収納業務委託(2)	1,619	平成27年度	-	平成28年度 ～ 平成30年度	1,001	-	-	-	1,001
放課後児童クラブ運営業務委託(12)	265,470	-	-	平成28年度 ～ 平成30年度	265,470	132,052	-	67,392	66,026
放課後児童クラブ運営業務委託(10) (新制度対応分)	4,113	-	-	平成28年度	4,113	1,679	-	1,164	1,270
放課後児童クラブ運営業務委託(11) (新制度対応分)	606	-	-	平成28年度 ～ 平成29年度	606	273	-	173	160
(仮称)市立南認定こども園整備事業	25,173	-	-	平成28年度	10,621	-	9,500	1,120	1
公共施設予約システム運用事業	38,891	-	-	平成28年度 ～ 平成32年度	34,580	-	-	-	34,580
公立幼稚園通園バス運行管理業務委託(3)	3,176	平成27年度	-	平成28年度	3,176	-	-	-	3,176
海外派遣研修業務委託(4)	4,393	平成27年度	-	平成28年度	4,393	-	-	-	4,393
図書館システム業務委託(3)	50,199	-	-	平成28年度 ～ 平成32年度	29,283	-	-	-	29,283
学校給食調理業務委託(16)	188,136	平成27年度	-	平成28年度 ～ 平成30年度	188,136	-	-	-	188,136
(仮称)市立総合体育館建設事業(2)	3,409,897	-	-	平成28年度	3,065,648	940,664	1,839,700	285,284	-

事 項	限 度 額	前年度未までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
英語教育活動業務委託 (3)	12,000	平成27年度	-	平成28年度	12,000	8,275	-	-	3,725
門真市民プラザ等指定管理 委託	654,289	平成27年度	-	平成28年度 ～ 平成32年度	654,289	-	-	-	654,289
学校給食調理業務委託 (17)	94,080	平成27年度	-	平成28年度 ～ 平成30年度	94,080	-	-	-	94,080
放課後児童クラブ運営業務 委託(13)	170,198	-	-	平成28年度 ～ 平成30年度	170,198	80,309	-	38,016	51,873
(仮称)市立南認定こども 園整備事業(2)	507,943	-	-	平成28年度 ～ 平成29年度	507,943	-	457,000	-	50,943
こども発達支援センター通 園バス運転業務委託(2)	22,572	-	-	平成28年度 ～ 平成31年度	22,572	-	-	-	22,572
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
英語教育活動業務委託 (4)	12,222	-	-	平成28年度 ～ 平成29年度	12,222	-	-	-	12,222
海外派遣研修業務委託 (5)	5,065	-	-	平成28年度 ～ 平成29年度	5,065	-	-	-	5,065
学校給食調理業務委託 (18)	185,589	-	-	平成28年度 ～ 平成31年度	185,589	-	-	-	185,589

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還方法
	千円				
公共施設整備	51,200	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府 地方公共団体 金融機構 大阪府 銀行 その他	5年以内据置かつ30年 以内に半年賦及び年賦元 利均等又は半年賦及び年 賦元金均等の方法で償還 する。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。
公共施設等除却	136,300				
社会福祉施設等整備	440,200				
防災対策	12,600				
住宅市街地総合整備	2,354,300				
都市再生整備	13,900				
学校教育施設等整備	967,500				
計	3,976,000				

議案第12号

平成28年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針
の策定について

平成28年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について、教育委員会の議決を求める。

平成28年2月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成28年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針を策定するにつき、本案を提出するものである。

平成 28 年度

門真市教育委員会 小・中学校教職員研修の基本方針

門真市教育委員会

門真市教育委員会では、授業改善を中心に、本市の教育課題に対応した研修やキャリアステージに応じた研修を実施し、力のある教職員の育成を推進します。

1 教職員のキャリアステージに応じた研修

教職員のキャリアステージを初任者基礎期、基礎充実期、ミドルリーダー期、リーダー期に区分し、それぞれの期に必要な資質を育成する研修を提供します。

教職員のキャリアに応じて必要となる資質能力を整理した人材育成指標を作成するとともに、各研修をキャリアステージに位置づけ、研修に対する教職員の目標設定を支援します。

2 授業改善を中心に門真市の教育課題に対応した研修

子ども主体の授業づくりを推進するため、日々の授業や研究授業に結びつく研修を実施します。

また、本市の生徒指導改善を進めるため、開発的生徒指導の具体的なあり方や、ソーシャルスキルトレーニング、いじめ・不登校・体罰防止等についての研修を実施します。

学校組織の改善を図るため、教務主任、首席等を対象とする研修を実施します。

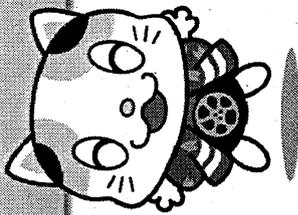
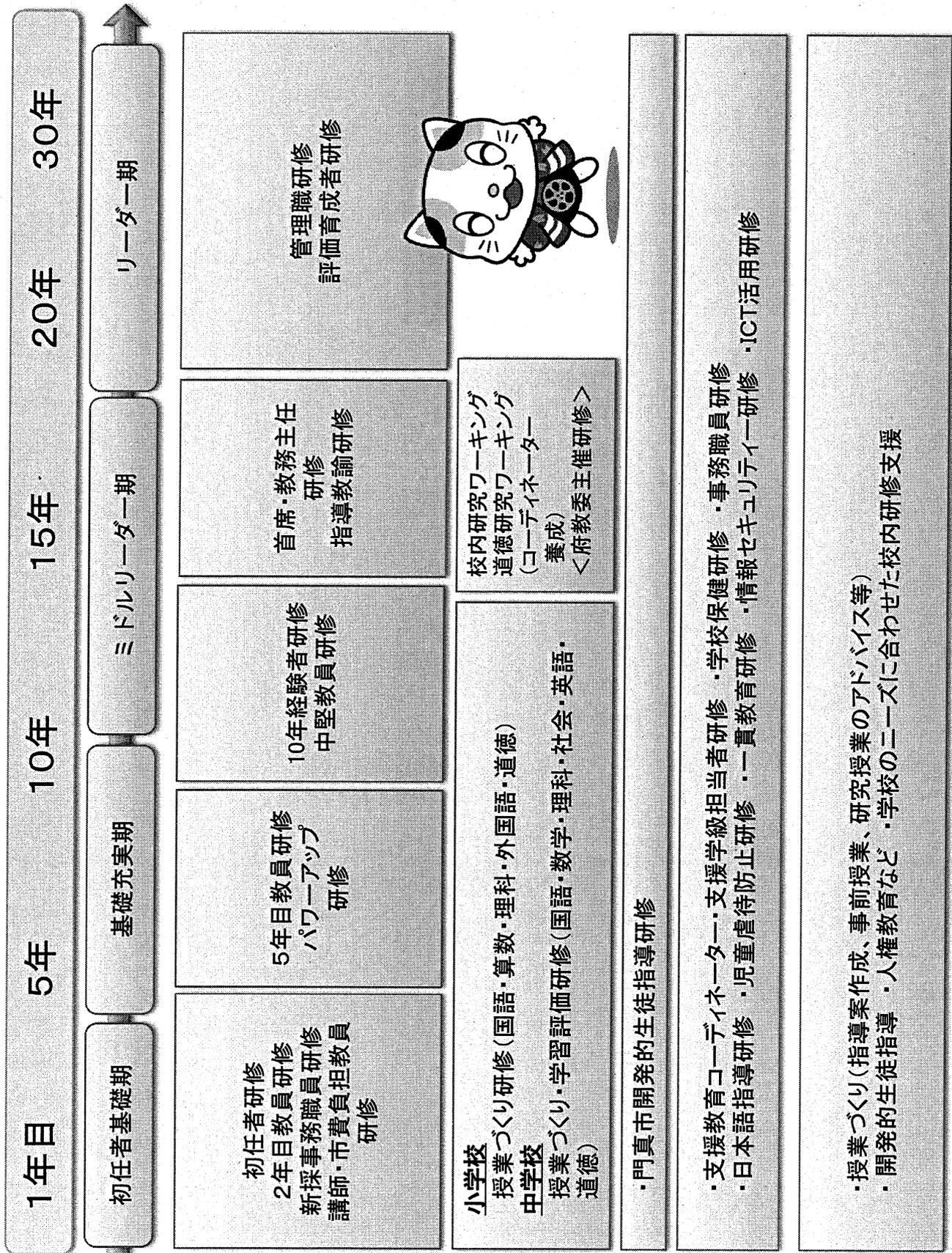
3 校内研修支援

各学校における校内研修の活性化を図るため、担当指導主事やスクールアドバイザー等による校内研修支援を行います。

平成28年度 教職員のキャリアステージにおける人材育成指標

ステージ	1年目		5年		10年		15年		20年		30年	
	A 初任者基礎期 【学級・担当】 実践力を高め、教職としての基礎を身に付ける		B 基礎充実期 【学年・分掌】 専門性を高め、グループのリーダーとして教育活動を推進する		C ミドルリーダー期 【学校全体】 豊富な経験を生かし、広い視野で組織的な運営を行う		D リーダー期 【学校全体】 リーダーシップを発揮し、地域に信頼される学校づくりを行う					
必要な力	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職への誇りと強い情熱、児童生徒への愛情を持つ ● 常に自己研鑽に努め、自主的に学び続ける ● 豊かな人間性や高い人権感覚を持ち、児童生徒、教職員、保護者、地域との信頼関係を構築する ● 教育公務員として法令を遵守する 											
1 授業力	(A-1) ・子ども主体の授業を行うための適切な技能(表情・話し方・発問・板書等)を身につける ・基本の定着を図り、知識を活用する力を育む授業を、本時の目標(ゴール)を明確にして実践する	(B-1) ・深い学びのある授業を実践し、授業を通して、互いを尊重し、信頼で結ばれた成長しあう学習集団をつくる ・子ども一人ひとりの発達段階や習熟度に応じ、工夫を凝らした授業を実践する	(C-1) ・授業に関する専門的な知識と指導技術を確立し、状況に応じた効果的な指導方法で実践する ・経験を生かし、授業の計画や展開等について他の教員に助言をする	(D-1) ・教員個々の実態を把握し、授業改善に向けて適切に指導・助言するとともに教員の意欲を引き出す								
2 生徒指導力	(A-2) ・人権尊重とともに開発的生徒指導の大切さを理解し、個々の背景を意識して児童生徒に向き合う ・一人ひとりの自立を促し、相互に認め合い、高め合う学級をつくる ・保護者等や校内組織と連携して、個や場面に応じた指導を行う	(B-2) ・児童生徒を取り巻く環境を的確に捉え、組織的に指導を行う ・一人ひとりの自立を促し、相互に認め合い、高め合う学級をつくる ・関係機関と連携して、学年全体の生徒指導を行う	(C-2) ・教職員全体で共通理解ができるように組織環境を整え、学校全体の課題に応じた対応策を進める ・様々な関係機関と連携して環境を整え、適切な指導を推進する	(D-2) ・生徒指導を組織的・計画的に運営するための中・長期のビジョンを示し、未然防止を含めて教職員に対して指導・助言する								
3 マネジメント力	(A-3) ・学校教育目標を理解し、学級経営や教科経営の方針を立て、一貫性のある指導を行う	(B-3) ・組織運営や教科経営に積極的に関わり、学校教育目標の実現に向けて工夫改善を行う ・学年全体の状況・課題を把握し、先輩教員や管理職と連携しながら学年運営を行う	(C-3) ・学校運営について創造的なビジョンの構想やプランの構築に参画し、学校全体の具体的な行動計画を作成し、それを推進する ・人材育成の観点を持って同僚の特性を把握し、次の世代を育成する	(D-3) ・学校内外の状況を多面的に把握し、中・長期的な学校経営ビジョンを打ち出し対応策を講じる ・中・長期的な人材育成の観点を持って学校体制をつくる								
4 連携・協働力	(A-4) ・自身の役割を理解して組織の一員として積極的に関わり、同僚と協力して対応する ・保護者・地域と積極的に関わり、連携・協働して対応する	(B-4) ・同僚の良さを認め合い、それぞれの力を生かして対応する ・保護者・地域・関係機関との関わりを深め、連携・協働して対応する	(C-4) ・教職員や組織の特性をふまえ、広い視野で協働的な組織作りを進める ・保護者・地域・関係機関と連携・協働のネットワークを形成する	(D-4) ・教職員一人ひとりの役割と能力を活用し、協働的な組織をつくる ・学校内外に対して説明責任を果たし、情報発信する ・広く学校内外においてネットワークを構築し、関係機関と協働して学校力を高める								

平成28年度 門真市教育委員会小・中学校教職員研修

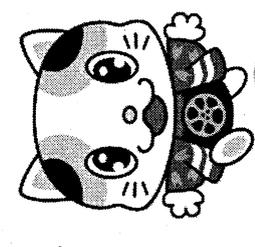


キャリアステージ研修

教育課題研修等

校内研修支援

平成28年度 門真市教育委員会主催研修 受講者エッセイ表

必要能力 ステージ	A 初任者基礎期	B 基礎充実期	C ミドルリーダー期	D リーダー期
1 授業力	(A-1) <input type="checkbox"/> 小学校校授業づくり研修(国語) <input type="checkbox"/> 小学校校授業づくり研修(算数) <input type="checkbox"/> 小学校校授業づくり研修(理科) <input type="checkbox"/> 小学校校授業づくり研修(外国語) <input type="checkbox"/> 小学校校授業づくり研修(道徳) <input type="checkbox"/> 中学校校学習評価研修(国語) <input type="checkbox"/> 中学校校学習評価研修(社会) <input type="checkbox"/> 中学校校学習評価研修(数学) <input type="checkbox"/> 中学校校学習評価研修(理科) <input type="checkbox"/> 中学校校学習評価研修(英語) <input type="checkbox"/> 中学校校授業づくり研修(道徳) <input type="checkbox"/> 初任者研修	(B-1) <input type="checkbox"/> 小学校校授業づくり研修(国語) <input type="checkbox"/> 小学校校授業づくり研修(算数) <input type="checkbox"/> 小学校校授業づくり研修(理科) <input type="checkbox"/> 小学校校授業づくり研修(外国語) <input type="checkbox"/> 小学校校授業づくり研修(道徳) <input type="checkbox"/> 中学校校学習評価研修(国語) <input type="checkbox"/> 中学校校学習評価研修(社会) <input type="checkbox"/> 中学校校学習評価研修(数学) <input type="checkbox"/> 中学校校学習評価研修(理科) <input type="checkbox"/> 中学校校学習評価研修(英語) <input type="checkbox"/> 中学校校授業づくり研修(道徳) <input type="checkbox"/> 10年経験者研修	国は10年経験者研修の実施時期を弾力化し、免許更新の負担を軽減するとともに、学校内のミドルリーダーを育成すべく研修へと転換を図っています。そのため、大阪府では28年度から10年経験者研修の一部(組織づくり等)を5年目研修として時期を早めて実施します。門真市では教職員のキャリアアステージに応じた研修を精選して提供します。このチェック表を使い、ご自身が受講した研修を振り返りながら、計画的な受講をすすめましょう。	
2 生徒指導力	(A-2) <input type="checkbox"/> 初任者研修	(B-2) <input type="checkbox"/> 5年目教員研修 <input type="checkbox"/> パワーアップ研修(6~9年目) <input type="checkbox"/> 10年経験者研修	(C-3) <input type="checkbox"/> 中堅教員研修(11年目以上) <input type="checkbox"/> 指導教諭研修 <input type="checkbox"/> 首席・教務主任等研修	(D-3) <input type="checkbox"/> 管理職研修
3 マネジメント力	(A-3) <input type="checkbox"/> 初任者研修	(B-3) <input type="checkbox"/> 5年目教員研修 <input type="checkbox"/> パワーアップ研修(6~9年目) <input type="checkbox"/> 10年経験者研修	(C-4) <input type="checkbox"/> 中堅教員研修(11年目以上) <input type="checkbox"/> 指導教諭研修 <input type="checkbox"/> 首席・教務主任等研修	(D-4) <input type="checkbox"/> 管理職研修
4 連携・協働力	(A-4) <input type="checkbox"/> 初任者研修 <input type="checkbox"/> 2年目教員研修	(B-4) <input type="checkbox"/> 5年目教員研修 <input type="checkbox"/> パワーアップ研修(6~9年目) <input type="checkbox"/> 10年経験者研修	(C-3) <input type="checkbox"/> 中堅教員研修(11年目以上) <input type="checkbox"/> 指導教諭研修 <input type="checkbox"/> 首席・教務主任等研修	(D-3) <input type="checkbox"/> 管理職研修
教育課題研修等	<input type="checkbox"/> 講師・市費負担教員研修 <input type="checkbox"/> 事務職員研修 <input type="checkbox"/> 学校保健研修 <input type="checkbox"/> 一貫教育研修	<input type="checkbox"/> 支援教育コーディネーター・ 支援学級担当者研修 <input type="checkbox"/> 開発的生徒指導研修 <input type="checkbox"/> 児童虐待防止研修	<input type="checkbox"/> 日本語指導研修 <input type="checkbox"/> 情報セキュリティ研修 <input type="checkbox"/> ICT活用研修	

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	平成28年度当初教職員数の見通し等について
2	「第5回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について
3	第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）に係るパブリックコメントについて